

# 平成 31 (2019) 年度 川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

(改元日以後、「平成」と表記されている年又は年度は、新元号に対応する年又は年度に読み替えてください。)

## 1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

## 2 申請基準

- 平成 31 年 4 月 15 日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- 学業成績について、平成 30 年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。  
※平均値は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までの値とする。
- 平成 30 年 1 年間における世帯の総所得が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得	約 239 万円	約 293 万円	約 337 万円	約 388 万円	約 427 万円	約 471 万円
(総収入)	約 366 万円	約 434 万円	約 489 万円	約 552 万円	約 602 万円	約 657 万円

ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。

イ 「総所得」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。

ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

### —川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準（抜粋）—

基準額は、平成 30 年 4 月 1 日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第 1 類基準額+第 2 類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）+教育扶助+住宅扶助+生業扶助（高等学校等就学費のうち基本額、学級費等及び学習支援費）」

## 3 奨学金【学年資金】の概要

### (1) 支給額

	国公立			私立		
		(月額)	(加給年額)		(月額)	(加給年額)
第 1 学年	36,000 円	3,000 円		60,000 円	5,000 円	
第 2 学年	61,000 円	3,000 円	25,000 円	85,000 円	5,000 円	25,000 円
第 3 学年	46,000 円	3,000 円	10,000 円	70,000 円	5,000 円	10,000 円

※定時制高等学校の第 4 学年は、それぞれの区分の第 1 学年との同額を支給します。

※高等専門学校については、第 3 学年までが対象となります。

- 支給期間 1 年間（平成 31 (2019) 年 4 月から平成 32 (2020) 年 3 月まで）
- 支給時期 4 月分から 9 月分を 8 月に、10 月分から翌年 3 月分を 2 月に支給します（加給年

額は2月に支給)。※2月分の受給については、推薦のあった高等学校に平成32(2020)年1月1日時点で在学していることを要します。

(4) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座へ振込みます。

(5) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

#### 4 学校への提出書類

(1) **奨学金資金支給申請書・推薦書【学年資金用】**(申請書は学校から取り寄せてください。)

(2) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**(世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの。写しも可)

(3) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、**在籍証明書**や**児童委託証明書**(写しも可)

(4) (2)～(3)以外の方は、**平成31年度市民税・県民税(個人)の課税額証明書、非課税証明書、所得証明書又は免除証明書等、合計所得金額の記載のある各種証明書**(写しも可)

ア 市税事務所、区役所(支所)市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。合計所得金額の記載があるかどうか、申請する前に窓口で確認してください。

イ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く。)

ウ 無職の方や、扶養に入られている方でも、証明書が必要です(合計所得金額は「\*\*\*」等で表示されているものでも構いません。)。ただし、配偶者控除を受けられている場合は、配偶者の所得証明書は不要です。

(5) その他

ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

#### 5 受付期間・提出先

(1) 在学している高等学校経由で申請していただきます。**各高等学校の指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。なお、各高等学校から川崎市教育委員会への提出期間は、平成31(2019)年6月10日(月)から**6月21日(金)まで**となっております。

(2) 受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、平成32(2020)年2月28日(金)まで書類を受け付けます。

#### 6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で調査を行い、結果については、平成31(2019)年7月下旬に申請者の自宅へ郵送いたします。

#### 7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない給付型の奨学金です。